

まちづくりの法と政策

弁護士 坂 和 章 平

<自己紹介その1 弁護士として>

・・・**自己紹介①~③**

1. 事務所 〒530-0047
大阪市北区西天満 3 丁目 4 番 6 号
西
天満コートビル 3 階 坂和総合法律事務所
TEL 06(6364)5871 / FAX 06(6364)5820
2. ホームページ、SNS
www.sakawa-lawoffice.gr.jp (法律事務所用)
www.show-hey-cinema.com (映画評論)
(1) Facebook
(2) ウェイボー (微博)
3. 経歴
1949 年 1 月 愛媛県松山市で誕生 (団塊世代)
1971 年 3 月 大阪大学法学部卒業
1972 年 4 月 司法修習生 (26 期)
1974 年 4 月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
1979 年 7 月 坂和章平法律事務所開設
(後 坂和総合法律事務所に改称)
現在に至る

<自己紹介その2 都市問題 出版>

第1 都市問題に関する出版

1. 82 年 8 月 大阪モノレール訴訟提起 (94 年完了)
⇒ 95 年 4 月 『ルートは誰が決める?—大阪モノレール訴訟顛末記』 (共著) (都市文化社)
2. 84 年 5 月 大阪駅前ビル商人デモ——大阪駅前問題研究会参加
⇒ 85 年 8 月 『苦悩する都市再開発』 (共著) (都市文化社)
3. 84 年 9 月 阿倍野再開発訴訟提起
⇒ 89 年 2 月 『阿倍野再開発訴訟の歩み』 (共著) (都市文化社)
4. 87 年 7 月 『岐路に立つ都市再開発』 (共著) (都市文化社)
<その問題意識>
(1) 大阪駅前問題研究会での学習から再開発そのものに興味をもった

- (2) 具体例 (133 例) の分析 (土地・人・カネ・床の視点から)
- (3) 都市再開発が岐路に立っていることを指摘
⇒改善の方向を実践的にプロポーザル
5. 90 年 3 月 『都市づくり・弁護士奮闘記』 (都市文化社)
6. 95 年 8 月 『震災復興まちづくりへの模索』 (共著) (都市文化社)
7. 96 年 5 月 『まちづくり法実務体系』 (共著) (新日本法規)
<その問題意識>
(1) キーワード = まちづくり法の複雑性・難解性
(2) まちづくり法に国民が興味をもち、それを広げ定着させる必要性を痛感
(3) 体系化の試み
8. 99 年 11 月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4 日間集中講義
⇒ 00 年 7 月 『実況中継 まちづくりの法と政策』 (日本評論社)
<その問題意識>
(1) まちづくり法の知識ではなく、切り口を示す
(2) 戦後 55 年の検討 (総括) と今の学生 (若者) の問題意識
(3) 学生 (若者) と民主主義、政治、経済、社会、まちづくりをどう結びつけるか
<評価 (受賞) >
・01 年 5 月 日本都市計画学会「石川賞」受賞 (「弁護士活動を通じた都市計画分野における顕著な実践および著作活動」)
・01 年 5 月 日本不動産学会「実務著作賞」受賞 (『実況中継 まちづくりの法と政策』)
9. 01 年 6 月 『Q & A 改正都市計画法のポイント』 (共著) (新日本法規)
<その問題意識>
2000 (平成 12) 年 5 月 都市計画法の大改正 (01 (平成 13) 年 5 月施行)
10. 01 年 12 月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」

4 日間集中講義

⇒ 02 年 9 月 『実況中継 まちづくりの法と政策 II』(日本評論社)

<その問題意識>

- (1) 破綻する駅前再開発
- (2) 小泉「都市再生」の行方
- (3) 戦後 57 年

11. 03 年 7 月 『わかりやすい都市計画法の手引(加除式)』(新日本法規)

<その問題意識>

- (1) 都計法の体系(枠組み)の理解
- (2) 都計法の時代的流れの理解
- (3) 都計法の基本的概念の理解
- (4) 近時の平成 12 年、平成 14 年改正の理解

12. 03 年 9 月 『注解 マンション建替え円滑化法 [付] 改正区分所有法等の解説』(編著)(青林書院)

- (1) マンション建替え円滑化法の制定(02(平成 14)年 6 月制定、02(平成 14)年 12 月施行)
- (2) マンション建替え組合
- (3) 都市再開発法の権利変換手法を手本
- (4) 密集法(危険・有害なマンション建替え促進、居住安定計画)の手法を手本

13. 04 年 2 月 『改正区分所有法 & 建替事業法の解説』(共著)(民事法研究会)

「第 2 章 建替事業の個人施行」「第 3 章 権利変換手続による関係権利の円滑な移行」

14. 03 年 12 月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4 日間集中講義

⇒ 04 年 6 月 『実況中継 まちづくりの法と政策 III』(日本評論社)

15. 04 年 11 月 『Q & A わかりやすい景観法の解説』(新日本法規)

16. 05 年 4 月 『実務不動産法講義』(民事法研究会)

17. 05 年 12 月 愛媛大学法文学部で「都市法政策」4 日間集中講義

⇒ 06 年 9 月 『実況中継 まちづくりの法と政策 PART 4』(文芸社)

18. 07 年 7 月 『建築紛争に強くなる! 建築基準法の読み解き方—実践する弁護士の視点から』(民事法研究会)

19. 08 年 4 月 『津山再開発奮闘記—実践する弁護士の視点から』(文芸社)

20. 12 年 4 月 『眺望・景観をめぐる法と政策』(民事法研究会)

21. 15 年 11 月 『早わかり! 大災害対策・復興をめぐる法と政策—復興法・国土強靱化法・首都直下法・南海トラフ法の読み解き方—』(民事法研究会)

22. 17 年 6 月 『まちづくりの法律がわかる本』(学芸出版社)

23. 23 年 1 月 『新旧対照・逐条解説 宅地造成及び特定盛土等規制法』(民事法研究会)

第 2 コラム集

1. 『がんばったで! 31 年』(05 年 8 月)
2. 『がんばったで! 40 年』(13 年 12 月)
3. 『がんばったで! 45 年』(19 年 4 月)
4. 『がんばったで! 51 年』(25 年 9 月)

<自己紹介その 3 映画評論家として>【略】

・『シネマ本』1~57 . . . **自己紹介⑧**

<自己紹介その 4 中国関連>

1. 2001 年 8 月に中国旅行(大連)。翌年は西安へ → 以降、20 数回中国訪問 → 旅行記
2. 『坂和的中国電影大観』1~4 出版(約 300 本)
2023 年 12 月に vol.5 出版
3. 日中友好協会機関紙『日本と中国』に連載
「熱血弁護士 坂和章平 中国映画を語る」
(2017 年 1 月~2025 年 12 月、103 回)
4. 2023 年 4 月~2025 年 3 月 中国駐大阪総領事館
広報アドバイザーとして活動

<自己紹介その 5 本の書評、紹介>

『まちづくりの法律がわかる本』の書評、紹介
・『日本不動産学会誌』2017 年 9 月
Vol.31 No.2 (通巻 121 号)
. . . **自己紹介⑨、⑩**

<自己紹介その 6 坂和年表 2025>

. . . **自己紹介⑪**

<自己紹介その 7 昭和 100 年>

. . . **自己紹介⑫、⑬**

第1編 『まちづくりの法律がわかる本』（学芸出版社）の出版（2017年6月1日）

1. 問題意識1—はじめに、おわりに

はじめに（3頁）

はじめに

今やソフトな意味での「まちづくり」という言葉は定着していますが、都市計画法や建築基準法、土地区画整理法や都市再開発法、近時は都市再生特別措置法や国家戦略特区法、さらに東日本大震災後に次々と制定された復興法制と災害法制、そして国土強靱化基本法、首都直下地震法、南海トラフ地震法等々、200本以上に上る膨大なまちづくりに関する法律は理解するのが大変です。歴史的に考えても戦前のまちづくり法はともかく、「もはや戦後ではない」と言われた昭和37年以降の高度経済成長政策の中で近代都市法が確立しましたが、石油ショック、土地バブルとその崩壊、リーマンショック等の大波乱と阪神・淡路大震災、東日本大震災等の大災害の中、自民党を中心とした歴代内閣はさまざまな都市政策を展開し、まちづくり法は大きく変遷してきました。そして急速な少子高齢化が進む2017年の今、日本のまちづくり法は大きな転換点を迎えています。

都市計画法を学生時代に勉強した人は少なく、社会に巣立った後に必要に迫られて勉強する人がほとんどです。その典型は自分の敷地に家を建てるケースで、そこではじめて用途地域と用途規制・形態規制を知り、市街化区域と市街化調整区域の線引きや開発許可の意味を考えることになります。他方、時代が大きく変遷する中で「メニュー追加方式」によってチンプンカンプン状態になっている条文もたくさんあります。しかし、何事も基本が大切、原理原則の理解が大切です。「都市計画とは何か？」を出発点とした都市計画法の理解ができれば、まちづくり法体系の理解も可能だし、現在の到達点と今後の課題を明確にすることもできます。本書は、各項目ごとにエッセンスを抽出してわかりやすく解説していますので、一方ではその方面の専門家の論点整理用として、他方ではまちづくりの初心者入門書として活用していただければ幸いです。

おわりに（190頁）

おわりに

都市計画法の解説書は条文に沿って解説したコンメンタールから、わかりやすい図表をふんだんに使った図解書まで、また膨大なボリュームのものからコンパクトなものまでたくさんありますが、どの本も最後まで読み通すのは大変だし、理解するのはさらに大変です。それに対して、土地区画整理法や都市再開発法に代表される個別の「事業法」の解説書は比較的読みやすく、理解するのも容易です。その理由の一つは、土地区画整理法や都市再開発法に比べると都市計画法は都市計画法単体の条文だけでは事実上何もわからず、建築基準法をはじめとする周辺のまちづくり法との関係を理解しなければならないためです。例えば都市計画法12条は7種類の市街地開発事業を列記して、それを都市計画として定めることができると規定しますが、大枠を定めるだけでその詳細は七つの事業法に「丸投げ」しています。そこで必要になるのが、都市計画法を中心としたまちづくり法体系の把握です。それはいわば地球を銀河系の中に位置付けるのと同じで、そのためには国土総合開発計画法（現在の国土形成計画法）等の上位計画との関係と、建ぺい率・容積率等の集団規定を定める建築基準法をはじめとする各種まちづくり法との関係を把握する必要があります。また、都市計画法そのものを理解するためには、都市計画区域とは何かを大前提として、11種類の都市計画の内容を一つずつ正確に理解することが不可欠です。

本書はわずか190頁のコンパクトな本ですが、それに挑戦してみました。1960年代後半に民法、刑法、商法、民訴法等の司法試験の勉強に励んでいた頃、私はハッキリ言って分厚い本を読んだ方が理解しやすいことを知りましたが、同時にコンパクトな本で論点を整理することの重要性も知りました。本書は論点を整理することによってまちづくりに関連する法律のエッセンスを理解するための本ですが、さてその成否は？本書を読んでいただいた方からの忌憚のないご意見をお待ちしています。

2. 問題意識2—コラム

コラム1 『苦悩する都市再開発』（1985年）と『津山再開発奮闘記』（2008年）（32頁）

コラム2 景観法と景観条例の活用を考える—観光立国の観点から（76頁）

コラム3 『あの金で何が買えたか—バブル・ファンタジー』を考える（88頁）

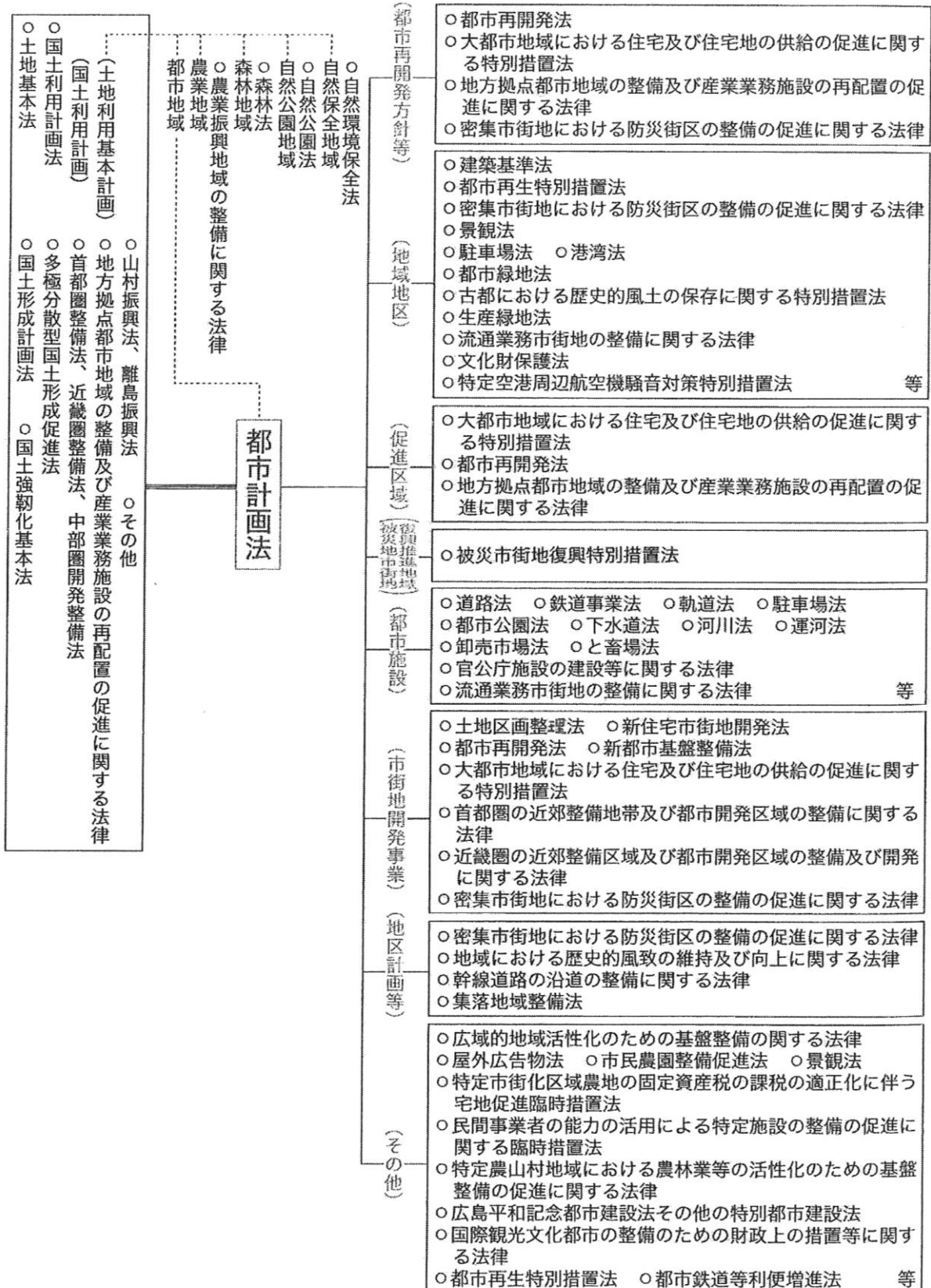
コラム4 土地バブル対策とその崩壊を考える（114頁）

コラム5 再度の政権交代と国土強靱化関連三法（138頁）

第1章 まちづくり法とは何か

- 1 まちづくり・まちづくり法とは (10・11頁)
- 2 膨大なまちづくり法の体系 (12・13頁)

【都市計画法を中心とした膨大なまちづくり法の体系】



- 3 法律に根拠をもたないまちづくり（要綱事業）とは（14・15頁）
- 4 日本のまちづくり法の四つの特徴（16・17頁）
 - ・絶対的所有権
 - ・線と色塗り、数値による都市計画
 - ・国家高権
 - ・メニュー追加方式
- 5 昭和43年都市計画法の特徴と構成（18・19頁）

【近代都市法としての昭和43年都市計画法の特徴】

①都市における土地の合理的利用を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の制度（線引き）を導入した（7条）。
②都市計画区域について、住居系・商業系・工業系などの用途地域を中心とした地域地区制を充実させ、土地利用の純化を目指した（ゾーニング制と呼ばれる近代的な土地利用制度の採用）（8～10条）。
③都計法の用途地域を、建基法の建ぺい率・容積率・高さ制限等の「集団規定」と連動させて、建物の用途と形態を規制した（都計8～10条、建基52～56条の2）。
④個々の敷地の建築行為は建基法の建築確認の制度（6条）で規制し、都市計画区域内における土地の開発行為は開発許可の制度（29条）によって規制した。

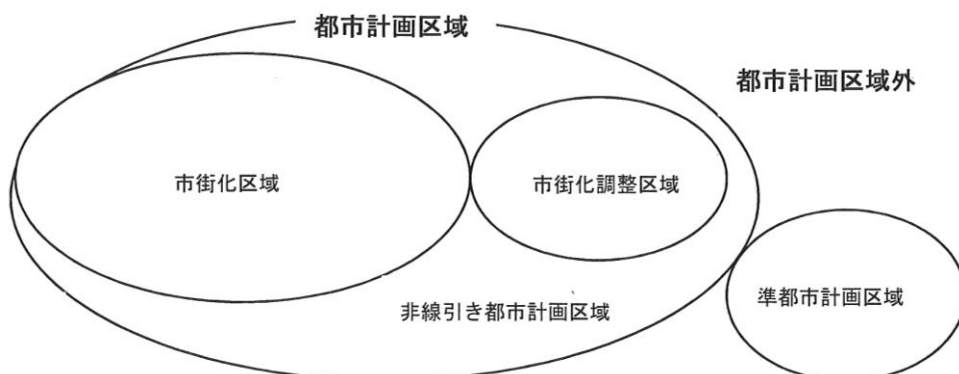
- 6 都市計画法の平成4年改正とそのポイント（20・21頁）
- 7 都市計画法の平成12年改正とそのポイント（22・23頁）
- 8 地方分権の推進・地方分権一括法の制定（24・25頁）
- 9 地方分権一括法施行に伴う都市計画法の平成11年改正とそのポイント（26・27頁）
- 10 都市計画区域VS都市地域・都市開発区域（28・29頁）

【国土利用計画法が定める5つの地域区分と適用される基本法】

5つの地域区分	国土利用計画法上の規定（9条）	適用される基本法	地域指定の運用の実際
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法	都市計画法5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	農振法6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法	森林法2条3項に規定する国有林の区域又は同法5条1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法	自然公園法2条1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法	自然環境保全法14条の原生自然環境保全地域、同法22条の自然環境保全地域又は同法45条1項に基づく都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

- 11 都道府県が指定する都市計画区域（30・31頁）

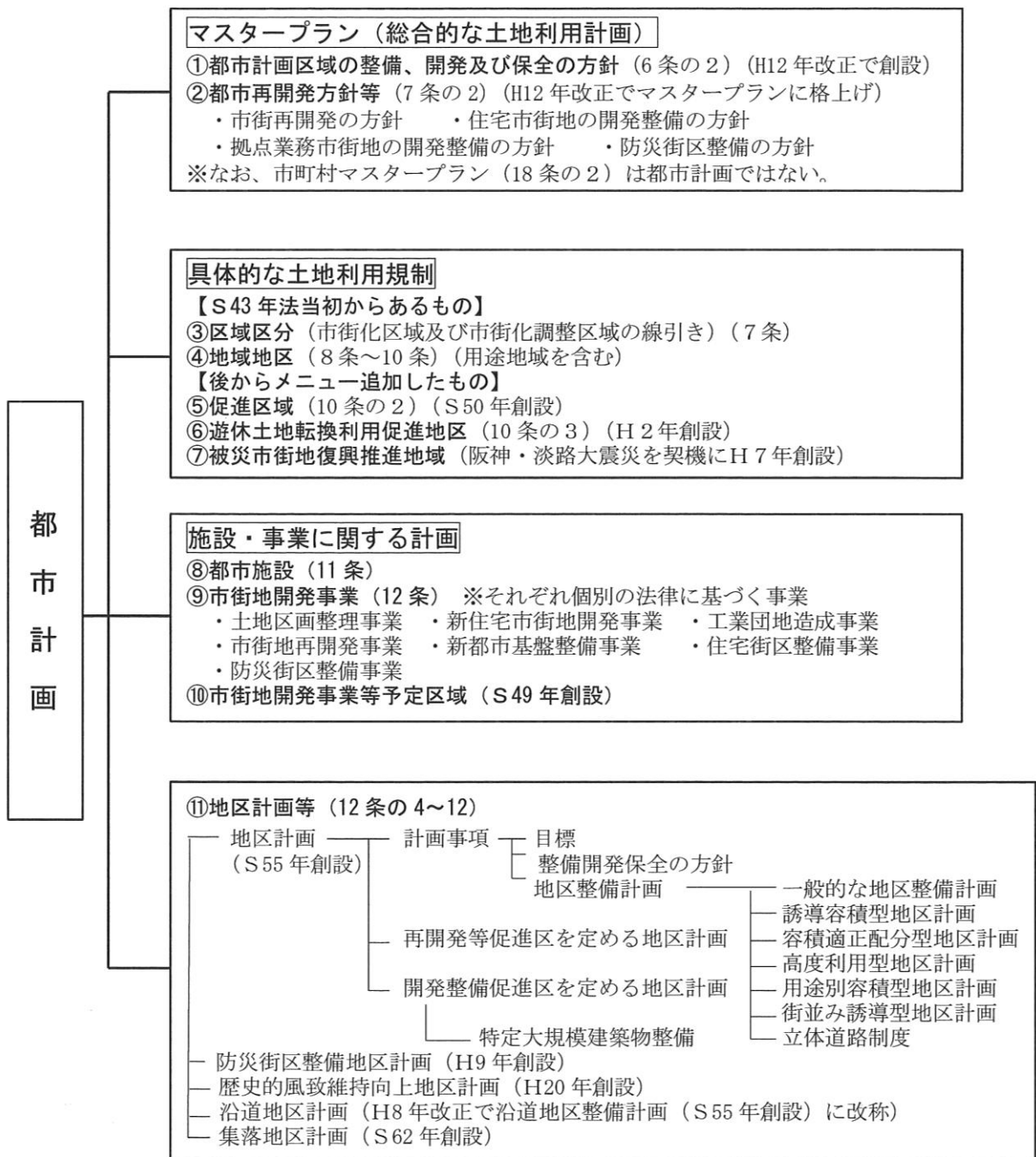
【区域区分を含む都市計画区域と準都市計画区域の関係】



第2章 都市計画法のポイント・その1-1 1種類の都市計画とその内容

1 都市計画法が定める11種類の都市計画（34・35頁）

【都計法が定める11種類の都市計画とその分類】



※都計法第1章「都市計画」第1節「都市計画の内容」（6条の2～14条）が、それぞれの都市計画の内容と定義を定めている。

※都市計画の決定権者と決定手続は第2節（15条～28条）が定めている。

※なお、都市計画区域の指定（5条）、開発許可（29条）は都市計画ではない。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（36・37頁）

3 区域区分（線引き）（38・39頁）

4 都市再開発方針等（40・41頁）

5 地域地区（42～45頁）

【都計法 8 条が定める地域地区の種類とその制限】

⑨ H29 年の都市計画法の改正で用途地域に「田園住居地域」が追加され、用途地域は 13 種類になった。

地域地区の種類と 都計法の根拠 条文	根拠法と定義	制限規定	制限の対象	制限の手続
用途地域（8 条 1 項 1 号） 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	都市計画法 9 条 1 項～12 項	建基法 48 条、52 条～57 条	建築物の用途、容積率、建ぺい率、敷地面積、前面道路斜線制限（すべての用途地域に共通）、隣地斜線制限（第一種・第二種低層住居専用地域以外のみ）、北側斜線制限（第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域のみ）、日影規制（商業地域、工業専用地域以外のみ） 第一種及び第二種低層住居専用地域においては、必要な場合に、外壁の後退距離高さの限度	建築確認、 特定行政庁の特例許可
特別用途地区（8 条 1 項 2 号） （昭和 25 年創設）	都市計画法 9 条 13 項	建基法 49 条、地方公共団体の条例	建築物の用途	建築確認、条例で定める手続
特定用途制限地域（8 条 1 項 2 号の 2） （平成 12 年創設）	都市計画法 9 条 14 項	建基法 49 条の 2、地方公共団体の条例	建築物の用途	建築確認
特別容積率適用地区（8 条 1 項 2 号の 3） （平成 16 年創設）	都市計画法 9 条 15 項	建基法 57 条の 2～57 条の 4	容積率の限度	建築確認
高層住居誘導地区（8 条 1 項 2 号の 4） （平成 9 年創設）	都市計画法 9 条 16 項	建基法 52 条、56 条、57 条の 2	住宅割合が 3 分の 2 以上の建築物に係る容積率、前面道路斜線制限、隣地斜線制限（必要な場合には建ぺい率、敷地面積）	建築確認
高度地区（8 条 1 項 3 号） （昭和 31 年創設）	都市計画法 9 条 17 項	建基法 58 条	建築物の高さの限度	建築確認
高度利用地区（8 条 1 項 3 号） （昭和 44 年創設）	都市計画法 9 条 18 項	建基法 59 条	建築物の容積率、建ぺい率、建築物の建築面積（必要な場合には壁面の位置の制限）	建築確認、特定行政庁の特例許可
特定街区（8 条 1 項 4 号） （昭和 36 年創設）	都市計画法 9 条 19 項	建基法 60 条	建築物の容積率、高さの限度、壁面の位置の制限	建築確認

※ 以下略

- 6 地域地区のサンプル(1) 風致地区と特定街区（4 6・4 7 頁）
- 7 地域地区のサンプル(2) 景観地区と都市再生特別地区（4 8・4 9 頁）
- 8 用途規制と特別用途地区（5 0・5 1 頁）
- 9 都市施設（5 2・5 3 頁）
- 10 市街地開発事業（5 4・5 5 頁）
- 11 促進区域（5 6・5 7 頁）
- 12 遊休土地転換利用促進地区（5 8・5 9 頁）
- 13 被災市街地復興推進地域（6 0・6 1 頁）
- 14 市街地再開発事業等予定区域（6 2・6 3 頁）
- 15 地区計画（基本型）（6 4～6 7 頁）
- 16 地区計画の変遷と 5 種類の「地区計画等」（6 8～7 1 頁）
- 17 都市計画の決定権者（7 2・7 3 頁）
⇒ 大阪都構想をどう考える ⇒ 東京都の特別区をどう考える
- 18 都市計画の決定手続（7 4・7 5 頁）

第 3 章 都市計画法のポイント・その 2－開発許可と都市計画事業

- 1 開発許可とは（2 9 条）（7 8・7 9 頁）
- 2 開発許可における技術基準とは（3 3 条）（8 0・8 1 頁）
- 3 開発許可における立地基準とは（3 4 条）（8 2・8 3 頁）
- 4 都市計画事業の施行者と認可（8 4・8 5 頁）
- 5 都市計画事業の施行（土地収用法の適用）（8 6・8 7 頁）

第4章 都市計画法と他のまちづくり法との関係

- 1 建築基準法の単体規制（規定）と集団規制（規定）（90・91頁）
- 2 用途地域と用途規制（建基法48条との連動）（92～95頁）
- 3 用途地域と形態規制（建基法52～56条の2との連動）（96～99頁）
- 4 総合設計制度（100・101頁）
- 5 一団地認定制度（102・103頁）
- 6 特定街区（104・105頁）
- 7 連担建築物設計制度（106・107頁）
- 8 建築協定（108・109頁）
- 9 土地区画整理事業（110・111頁）
- 10 市街地再開発事業（112・113頁）

第5章 成立した時代でわかる！まちづくり法のポイント

- 1 戦後のまちづくりの法と政策の時代区分・総論（116・117頁）

【戦後の都市政策から見た3つの時代区分】

3つの時代区分	1960（S35）年 ～1982（S57）年	1983（S58）年 ～2000（H12）年	2001（H13）年 ～2016（H28）年
キーワード	高度経済成長（池田内閣） 日本列島改造論（田中角栄）	内需拡大と規制緩和 民間活力の導入 土地バブル 不良債権	不良債権処理、デフレ・スパイラル
法律	近代都市三法の制定 S43年 都市計画法全面改正 S45年 建築基準法大改正 S44年 都市再開発法制定	S63年 総合土地対策要綱閣議決定 H1年 土地基本法制定 H4年 都市計画法大改正 H12年 都市計画法大改正	H14年 都市再生特別措置法制定（その後も再三改正） 次々と都市再生緊急整備地域を指定 民間都市再生事業計画を次々と認定 H14年 構造改革特区法制定 H17年 国土形成計画法の制定（国土総合開発法からの大転換） H23年 総合特区法制定 H25年 復興法体系の成立と国土強靱化関連三法の制定、国家戦略特区法制定
トピックス	1973（S48）年 第1次石油ショック 1979（S54）年 第2次石油ショック	1985（S60）年 プラザ合意（円高ドル安を誘導、円高不況） 1989（H1）年 東西冷戦の終結（ベルリンの壁崩壊） 1989（H1）年 天安門事件 1995（H7）年 1月17日 阪神・淡路大震災	2001（H13）年 9月11日 世界同時多発テロ 2011（H23）年 3月11日 東日本大震災 2014（H26）年～2016（H28）年 広島市土砂災害、御嶽山噴火、熊本地震、鳥取県中部地震
光と影	一～三全総による国土の開発 新幹線、道路、空港の整備 1964（S39）年 東京オリンピック 1970（S45）年 大阪万博	駅前再開発の爆発的広がり 土地、株、ゴルフ会員権の高騰、バブル景気	小泉構造改革の進展 ミニバブルの発生 アベノミクスの光の部分
	都市問題の噴出、二度の地価高騰 S49年 国土利用計画法の制定 公害問題の噴出 → S45年 公害国会	土地バブルに伴う戦後最大の地価高騰（1989（H1）年） バブル崩壊（1989（H1）年末） → 不良債権問題の発生	不良債権問題の深刻化 アベノミクスの影の部分

- 2 第1期 戦災復興と国土づくりの時代（1945～61年）（118・119頁）
- 3 第2期 池田内閣と高度経済成長の時代（1962～69年）（120・121頁）
- 4 第3期 田中角栄と日本列島改造の時代（1969～77年）（122・123頁）

- 5 第4期 三全総と低成長の時代（1977～83年）（124・125頁）
- 6 第5期 中曽根アーバン・ルネッサンスの時代（1984～93年）（126・127頁）
- 7 第6期 細川連立政権と復興まちづくりの時代（1993～96年）（128・129頁）
- 8 第7期 橋本五大改革と土地政策大転換の時代（1996～01年）（130・131頁）
- 9 第8期 小泉改革と都市再生の始まりの時代（2001～06年）（132・133頁）
- 10 第9期 混迷政治と政権交代の時代（2006～12年）（134・135頁）
- 11 第10期 安倍長期政権と新たな都市再生の時代（2012年～）（136・137頁）

第6章 人口減少・巨大災害時代のまちづくり法の展開

- 1 国土総合開発法から国土形成計画法への大転換（140～143頁）
- 2 人口減少と巨大災害を見据えた国土のランドデザイン2050（144～147頁）
- 3 大都市のリノベーションを目指す大都市戦略（148・149頁）
- 4 「コンパクト+ネットワーク」型の国土形成計画（150～153頁）
- 5 都市再生特別措置法の制定（154～157頁）
- 6 都市再生特別措置法の再三の改正による新たな都市再生の展開（158・159頁）
- 7 立地適正化計画と特定用途誘導地区（都市再生特別措置法H26年改正）（160～163頁）
- 8 国際競争力・防災機能強化とコンパクトなまちづくり（都市再生特別措置法H28年改正）
（164・165頁）
- 9 都市再生特別措置法の最新の全体像と各制度の進捗状況（166・167頁）
- 10 特区制度と国家戦略特区法の新たな展開（168～171頁）
- 11 災害復興法制(1)・東日本大震災と復興法制（172～175頁）
- 12 災害復興法制(2)・災害対策基本法の改正（176～179頁）
- 13 災害復興法制(3)・大規模災害復興法（180・181頁）
- 14 国土強靱化関連三法(1)・国土強靱化基本法（182～185頁）
- 15 国土強靱化関連三法(2)・首都直下地震対策特措法（186・187頁）
- 16 国土強靱化関連三法(3)・南海トラフ地震対策特措法（188・189頁）

【トピックス】

2025年11月
自民党結党70周年
(レジメ18頁)



自民党の歩みと時代背景

「55年体制」 ✓与党だった「55年体制」は総じて好景気。
高度経済成長期、安定成長期と重なる

✓旧ソ連などの軍事的脅威が定着。日米同盟強化などの
取り組みが責任政党の評価高める

「転機」 ✓バブル経済の崩壊が政治不信に波及。旧
ソ連の崩壊で国際秩序が激変

✓安全保障上の脅威となった中国への対応に苦慮。国民
から経済格差や物価高への不満が噴出

第2編 都市再生特別措置法の制定とその後の改正

第1 都市再生特別措置法の制定（平成14年）

1. 制定の経緯
2. 制定時の基本的枠組み・・・**法令資料①**
⇒令和7年7月現在の基本的枠組み・・・**法令資料②**

第2 都市再生特別措置法その後の改正

1. 平成16年改正から平成22年改正までの改正
2. 平成23年改正
3. 平成24年改正
4. 平成26年改正・・・**法令資料④⑤⑥**
立地適正化計画、コンパクトシティ（全国的問題）
5. 平成28年改正・・・**法令資料⑦**
 - (1) 都市の国際競争力・防災機能の強化
 - ①民間都市再生事業計画の認定申請期限の延長・認定処理期間の短縮
(申請期限：平成29年3月末まで→平成34年3月末までに延長)
 - ②民間都市開発事業に対する金融支援の範囲に、国際会議場施設等の整備費を追加
 - ③災害時にエリア内のビルにエネルギーを継続して供給するための協定制度の創設
 - ④建築物の道路上空利用が可能な地域を、特定都市再生緊急整備地域から都市再生緊急整備地域全域へ拡充
 - ⑤都市再生緊急整備地域指定の見直し制度の明示
 - (2) コンパクトで賑わいのあるまちづくり
 - ①既存ストックを残しつつ、地域の身の丈にあった市街地整備を可能とする手法の創設
 - ②特定用途誘導地区で市街地再開発事業を実施できることとする等の市街地再開発事業の施行要件の見直し
 - ③空き地・空き店舗を有効活用するための協定制度の創設
 - ④賑わいの創出に寄与する施設（観光案内所等）の都市公園の占用を可能に
 - (3) 住宅団地の再生
土地の共有者のみで市街地再開発事業を組合施行する場合に、各共有者をそれぞれ一人の組合員として扱い、2/3合意での事業推進を可能に
6. 平成30年改正・・・**法令資料⑧**

都市のスポンジ化……都市の内部において、空き地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生する現象

 - (1) 都市のスポンジ化対策
 - ①低未利用地の集約等による利用の促進（都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律関係）
 - ②身の回りの公共空間の創出（都市再生特別措置法及び都市計画法関係）
 - ③都市機能のマネジメント（都市再生特別措置法及び都市計画法関係）
 - (2) 都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上（都市再生特別措置法、都市計画法及び建築基準法関係）
7. 令和2年改正・・・**法令資料⑨**
 - (1) 安全なまちづくり
 - ①災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
 - ②災害ハザードエリアからの移転の促進

③居住エリアの安全確保

(2) 魅力的なまちづくり

①「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

都市再生整備計画に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域を設定（都市再生特別措置法 46 条 2 項 5 号）し、以下の取組を推進

②居住エリアの環境向上

第 3 編 近時の重要な法改正・その 1

1. 平成 29 年改正の「都市緑地法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律 26 号）

田園住居地域の創設（都市計画法の改正で用途地域が 13 種類に）

生産緑地 2022 年問題 → 特定生産緑地制度の創設（生産緑地法の改正）

2. 都市農地の賃借の円滑化に関する法律（都市農地賃借法）（平成 30 年法律 68 号）

2018（平成 30）年 6 月 20 日成立

3. 民法の改正

・平成 29 年の民法大改正（債権関係）

明治 29（1896）年に民法が制定された後、債権関係の規定（契約等）について約 120 年間ほとんど改正がなかったものが、改正された。

・平成 30 年の民法（相続法）改正

配偶者居住権の創設等

第 4 編 近時の重要な法改正・その 2

1. 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地特措法）（平成 30 年法律 49 号）

・2018（平成 30）年 6 月 6 日成立 2022（令和 4）年改正 . . . **法令資料⑩⑪**

2. 空き家対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律

・2023（令和 5）年 6 月 7 日成立 . . . **法令資料⑫⑭⑮**

3. 土地基本法等の一部を改正する法律（令和 4 年）. . . **法令資料⑬**

・令和 2（2020）年 3 月 27 日「土地基本法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律 12 号）制定

4. マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年）. . . **法令資料⑯⑰**

(1) マンション管理適正化法の改正

(2) マンション建替え円滑化法の改正

→1960 年代の高度経済成長時代に建設されたマンションの老朽化を受けての必然的な改正だが、うまくいくか？ cf. 橋、トンネル等のインフラの老朽化問題と同じ。

(3) 管理計画認定制度

(4) マンション管理適正評価制度

5. 建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）

・区分所有法制部会第 9 回会議（令和 5 年 6 月 8 日開催）において中間試案を取りまとめ

同年 7 月からパブリックコメントの手続（2 か月間）を実施見直し検討中 . . . **法令資料⑱**

6. 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）（平成 25 年法律第 95 号）

・令和 5 年改正 . . . **法令資料⑲**

・新たな国土強靱化基本計画の概要 . . . **法令資料⑳**

7. 災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）の概要（令和 5 年現在）、再三改正・・・法令資料⑱⑲
- ・防災基本計画修正（令和 5 年 5 月）・・・法令資料㉑
8. 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年）・・・法令資料㉒㉓
- ・昭和 36 年 宅地造成等規制法制定
 - ・平成 18 年改正法
 - ・令和 3（2021）年 7 月 3 日 静岡県熱海市伊豆山地区の土石流災害で甚大な被害
 - ・同年 9 月 「盛土による災害の防止に関する検討会」発足、12 月 24 日 提言公表
 - ・令和 4（2022）年 5 月 20 日制定、5 月 27 日公布、令和 5（2023）年 5 月 26 日施行
「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律 55 号）
法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
「宅地造成等規制法」→宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に改称
 - ・令和 4 年 12 月 23 日公布、令和 5 年 5 月 26 日施行
 - ・「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（令和 4 年政令 392 号）
 - ・「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（令和 4 年政令 392 号）
 - ・令和 5 年 3 月 31 日公布、令和 5（2023）年 5 月 26 日施行
「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年農林水産省・国土交通省令 3 号）

第 5 編 近時の重要な法改正・その 3

1. 重要土地規制法（令和 4 年）・・・法令資料㉔
- ・令和 4（2022）年 6 月 16 日 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（重要土地規制法）制定
※国会では 17 本もの附帯決議
9 月 16 日 「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針」閣議決定
10 月 11 日 「安保重要区域」58 箇所の候補地を提示（第 1 段指定）
2. 平和安全法制（平和安全法制関連 2 法）（平成 27 年）・・・法令資料㉕-1、㉕-2
- ・平成 27（2015）年 9 月 19 日、安倍政権下で制定
 - ①「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律 76 号）」（通称 平和安全法制整備法）
 - ②「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成 27 年法律 77 号）」（通称 国際平和支援法）
3. 安全保障関連三文書改定問題と国防費増額問題（GDP 比 2%＝43 兆円）
- ①「国家安全保障戦略」（H25. 12. 17 閣議決定）
 - ②「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱」（H30. 12. 18 閣議決定）
 - ③「中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）」（H30. 12. 18 閣議決定）
 - ①は「国防の基本方針について」（S32. 5. 20 国防会議及び閣議決定）に代わるもの。
 - ①も②もおおむね 10 年程度の期間を念頭に置いたもので、NSC（国家安全保障会議）において、定期的に体系的な評価をしていく重要文書だ。
 - ③は「中期防」と呼ばれるとおり、5 年間の短期計画で、3 年毎の必要な見直しが想定されている。

第6編 近時の重要な法改正・その4－「民泊」の3つの形態と特区民泊の問題点

1. 「民泊」とは
 - (1) 民泊の背景
 - (2) 民泊の3つの形態
 - ① 旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を得る
 - ② 国家戦略特区法（平成25年法律第107号）（特区民泊）の認定を得る
 - ③ 住宅宿泊事業法の届出を行う
2. 旅館業法に基づく民泊
 - (1) 旅館業法が定める民泊
 - ア 旅館業法の目的
 - イ 旅館業法が定める「旅館業」及び「民泊」の定義
 - (2) 旅館業の3つの種別
 - ① ホテル・旅館営業、② 簡易宿所営業、③ 下宿営業
 - (3) 旅館業法に基づく旅館業の営業許可
3. 国家戦略特別区域法に基づく特区民泊（平成25年制定）
 - (1) 「特区民泊」（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）とは
 - (2) 特区民泊事業（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）の概要
 - (3) 特区民泊の事例・その1－東京都大田区の事例
 - (4) 特区民泊の事例・その2－大阪府の事例
 - (5) 特区民泊の事例・その3－大阪市の事例
 - (6) 特区民泊の事例・その4－大阪府八尾市の事例
 - (7) 特区民泊の事例・その5－大阪府寝屋川市の事例
 - (8) 特区民泊の事例・その6－千葉市の事例
 - (9) 特区民泊の事例・その7－その他の事例 新潟市、北九州市、岡山県加賀郡吉備中央町
 - (10) 現行の特区民泊の動き（実績）
4. 住宅宿泊事業法（民泊新法）に基づく民泊
 - (1) 住宅宿泊事業法（民泊新法）制定の背景
 - (2) 住宅宿泊事業法（民泊新法）の概要
 - (3) 住宅宿泊事業法（民泊新法）における「住宅宿泊業」等の定義
 - (4) 民泊新法に基づく住宅宿泊事業と住宅宿泊事業者
 - (5) 住宅宿泊事業法（民泊新法）における3つの事業者
5. 特区民泊事業の大転換（平成28年の政令による改正）
 - (1) 特区民泊事業大転換の背景、社会情勢
 - (2) 大転換のポイント・その1（＝7泊8日から2泊3日への改正）
 - (3) 大転換のポイント・その2－国家戦略特別区域法13条の改正（＝罰則規定の追加）
 - (4) まとめ＝現行の国家戦略特別区域法13条の条文
 - ア 国家戦略特別区域法13条1項
 - イ 国家戦略特別区域法13条2項～13項（特定認定の手続）
 - ウ 国家戦略特別区域法13条14項～16項（罰則）
 - エ 現行の特区民泊の概要
 - (5) 特区民泊活用にあたっての留意点
6. 特区民泊の近時の課題（問題点）

第7編 近時のトピックス（1）まちづくり

第1. 大阪のまちづくり

1. 「うめきた（大阪）地下駅」など 新線・支援益の開業で利便性がアップ・・・トピックス①-1
マンション高騰 近畿圏止まらず・・・トピックス①-2
うめきた公園 来年9月開業・・・トピックス①-3
大阪駅前 開発が加速 うめきた2期南館55店入店 サウスゲートビル 大改装・・・トピックス①-4
2. 阪急・梅田 大規模再開発へ・・・トピックス②-1
昭和100だヨ！全品集合 発展続けるうめだの出発点 一阪急梅田駅編一・・・トピックス②-2
3. 大阪の中心 広がる歩道・・・トピックス③
4. 大阪特区民泊 8市町終了 府、区域見直し申請へ・・・トピックス④
5. 外資の土地購入 実態把握し規制の是非を論じよ・・・トピックス⑤
6. 梅田の風景 再開発の波・・・トピックス⑥

第2. 京都のまちづくり

京都、苦肉の景観規制緩和 伝統と成長、両立なお課題・・・トピックス⑦

第3. 神戸のまちづくり

三宮 生まれ変わる時 半世紀ぶり 大規模再開発・・・トピックス⑧

第4. 東京のまちづくり 消えゆくランドマークと都市景観の未来・・・トピックス⑨

1. ミッドタウン八重洲（三井不動産）・・・トピックス⑩
2. 東京駅前「トーチタワー」（三菱地所）（日本一の高さ）・・・トピックス⑪
3. タワーマンション問題
マンション高騰 転売禁止の一手 千代田区要請に波紋・・・トピックス⑫-1
取得規制はザル法「もはや侵略」 中国、有事に島利用の懸念・・・トピックス⑫-2

第5. 神宮外苑の再開発をどう考える？

説明会「380メートル以内の住民らのみ」 明治神宮外苑の再開発・・・トピックス⑬-1
明治神宮外苑再開発 住民ら環境・景観懸念・・・トピックス⑬-2
外苑再開発 より広く真摯な対話を・・・トピックス⑬-3

第6. 阪神・淡路大震災30年

1. 復興再開発 ようやく完了 新長田 工業地域がベッドタウンに
市が整備のビル 6割売れ残り・・・トピックス⑭-1
2. 「阪神」復興事業 教訓今後に生かせるか・・・トピックス⑭-2

第8編 近時のトピックス（2）政治、経済、戦争

第1. ウクライナ戦争をどう考える

2022. 2/24 ロシアによるウクライナ侵攻から3年半
米英 EU 諸国の武器、資金の支援疲れは？

民間軍事会社ワグネル（犯罪者集団？）の代表プリゴジンの死亡（2023. 8/23）、北朝鮮の兵士投入等に見るロシア（プーチン）の戦争観、戦闘観は？

2024. 10月 北朝鮮の兵士1万人を投入（露朝軍事協力を強化）

（2024. 6月の包括的戦略パートナーシップ条約）

2025. 1/20 トランプ大統領就任。「24 時間以内に終結させる」と公言していたが・・・
米露首脳会談はうまくいかず。ロシアの領土拡大中。

第2. ハマス VS イスラエル抗争をどう考える

2023. 10/7 ハマスがイスラエルを奇襲攻撃 (VS 2001 年の 9・11 テロ、1945 年 12/8 の真珠湾攻撃)
約 5000 発のロケット弾でイスラエルのミサイル防御網を突破

⇒イスラエルは直ちに反撃

①空爆 ②戦車によるガザ地区内での地上戦

③病院地下トンネル司令本部の存在は？ハマスの壊滅は可能？

④約 250 名の人質の解放は？ ⑤対ヒズボラへと戦闘が拡大

⑥シリア VS イスラエルへの拡大は？核のリスクは？ → 2024. 11/27 停戦合意

⇒2025. 10 月 停戦合意+人質交換を合意したが、さて？

トランプ大統領はノーベル平和賞にふさわしい？

第3. 民主主義と選挙

1. アメリカ

(1) 2016 年 11 月 米国大統領選挙 共和党・トランプ (小さな政府) VS 民主党・ヒラリー (大きな政府) でラストベルト (錆びれた工業地帯) が注目！

→ トランプ勝利 (マスコミの想定外。木村太郎、古森義久両氏のみの中)

(2) 2020 年 11 月 トランプ再選ならず。バイデン (76 歳) 勝利

(3) 2022 年 11 月 上下院中間選挙

“赤い波” は起きず 上院 共和党 51VS 民主党 49 下院 共和党は過半数の 218VS 民主党 209
12/6 ジョージア州 上院決戦投票 民主党 51.4% 共和党 48.6%

『風と共に去りぬ』タラのテーマ

トランプの選挙スローガン「米国を再び偉大に (Make America Great Again)」(MAGA (マガ) 主義)

(4) 上院・下院の接戦と共和党の二極化、そして下院 (議長選挙) の大混乱

2022 年 8 月 2 日～3 日 ペロシ下院議長台湾訪問 → 中国が大反発

(5) 2024. 11/5 大統領選 トランプ VS ハリス (バイデンが高齢のため直前に立候補を取りやめ)

トランプ圧勝 トリプルレッド達成 (大統領選、下院、上院)、さらに司法も (連邦裁判所)

→ 11 月に 3 週間で閣僚を確定 → 2025. 1/20 大統領就任式 → 直ちに「大統領令」に署名

→ MSGA (Make America Great Again)

関税の実施 (日本製品に 10～20%、中国製品に 60%、台湾に侵攻した場合は 150～200%、メキシコ製品に 200%) ⇒ トランプ関税が世界を席卷！

いくつかの地方裁判所がその違法性を指摘

— (保守派が多数を占めている) 最高裁の判断に注目！

→ 世界はどう対応するのか？

・・・ **トピックス⑮**

(6) 2025 年 11 月時点のトランプ政権の到達点は？ (2026 年 11 月の中間選挙まであと 1 年)

2. ヨーロッパイギリス、フランス、ドイツ、イタリア等の選挙に注目！ G7 は？ G20 は？

「反移民」の政党 欧州で台頭・・・ **トピックス⑯**

第4. 中国の動向をどう考える

1. 総論

(1) 米中対決—習近平 VS トランプ、バイデン

(2) 中国共産党 100 年 (1921 年 7 月結党)

(3) 第 20 回共産党大会 (2022 年 10 月) 習近平が 3 期目国家主席に就任 (2012 年、2017 年、2022 年)

- (4) 国家統制の強化 IT 企業規制（アリババ） マスコミ規制の強化
- (5) 香港の一国二制度は完全に崩壊！中国の行政下に！
- (6) 台湾有事は？台湾海峡は？平和的統一は？

2. 各論

- ① 先富論（鄧小平）→ 共同富裕（習近平）
- ② 中国、住宅高騰抑える策 不動産税 景気失速リスクも
- ③ 不動産バブル崩壊（？）中国恒大集団の巨大債務（33 兆円）→ 倒産
- ④ 一人っ子政策を大転換 教育改革は？ 躺平主義（寝そべり主義）とは？
- ⑤ 白紙革命は？
- ⑥ コロナ対策の大転換をどう考える？ ロックダウンから開放へ 180 度方針転換

3. 直近の特徴

- ・不動産不況（不動産バブル崩壊）→ 経済不況 → 格差拡大
→ とりわけ若者の不満増大（白紙運動、サイクリング）
→ 監視体制強化 一人っ子政策から結婚、出産促進政策へ
- ・潤（ルン）・・・富裕層が国外へ流出
- ・寝そべり主義（族）の流行（頑張っても仕方がない。）

第5. 台湾、香港、韓国、北朝鮮の動向をどう考える

1. 台湾

- ・2022. 11/26 統一地方選挙
6つの直轄市のうち、台北市、新北市、桃園市、台中市の4つで国民党が勝利。民進党は台南市と高雄市の2つのみ。台北市長選挙では、蒋介石の曾孫、蔣経国の孫である蔣萬安（43 歳）が当選
 - ・2024. 1/13 総統選挙 一民進党・頼清徳（ライ・チントー）が勝利
→ 台湾独立は封印、一国二制度を前提
- | | | |
|--|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> 国民党・侯友宜（ホウ・ユーイー） 台湾民衆党・柯文哲（コー・ウエンチョー） 鴻海（ホンハイ）の郭台銘（テリー・ゴウ） | } | は敗北 |
|--|---|-----|
- ⇒ 中国の反発は？ 軍事侵攻あり？
経済的に圧力をかけてジワジワと事実上の中国化を？

2. 韓国

- ・文在寅大統領の任期満了 → 2022. 3/9 韓国大統領選挙で保守「国民の力」の尹錫悦が勝利（親日派） ⇒ 日米は安心したが、支持率は急低下 1/2 の任期を終えて不安視！
- ・2025. 1/15 尹錫悦は韓国憲政史上初めて、現職大統領で逮捕。「非常戒厳宣布」における違法性の疑い
- ・2025. 6/3 韓国大統領選挙で野党の李在明（反日派）が勝利

3. 北朝鮮

- ・2023～2024 年 弾道ミサイル技術を使用した軍事偵察衛星を再三発射！（核、ミサイル、拉致問題）
- ・民族統一を放棄 韓国を敵国と定義
- ・2024 年 6 月 露朝包括的戦略パートナーシップ条約
- ・2024 年 10～11 月 ウクライナに 1 万人の兵士を派遣 ロシアの狙いは？ 北朝鮮の狙いは？
⇒ 日米韓の対応は？

4. 香港 一国二制度の崩壊！ 民主主義の崩壊！ 次々と裁判で実刑、収監

- ・映画『少年たちの時代革命』（2019 年 6 月） ・映画『理大囲城』（2019 年 11 月）
- ・香港のジャンヌ・ダルク周庭はカナダに亡命

第6. 日本の政治、政局、民主主義、選挙

1. 安倍晋三 最長政権 2012年12月26日～2020年9月16日
2. 菅義偉政権 2020年9月16日～2021年10月4日
3. 自民党総裁選挙(2021.9/29) ⇒ 第100代内閣総理大臣・岸田文雄選出(2021.10/4)
4. 衆議院解散(2021.10/14) → 総選挙(10/19告示、10/31投開票) 自公勝利 “黄金の3年”
5. 2022.7/8 安倍晋三元総理 銃撃事件 → 旧統一教会と自民党議員との接点・癒着問題が急浮上
6. 2022.12/16 安全保障関連三文書改定 防衛費GDP2% 5年間で43兆円増額を決定
- 7.(1) 2023.1月～ 通常国会 (波乱の予感 しかし、解散、総選挙はなし)
(2) 2023.5/19～21 G7広島サミットで 議長国、岸田首相の果たした役割は？
2023.9/13 第2次岸田第2次改造内閣発足 女性大臣5名 経済政策重視 → 減税策が迷走、
辞任ドミノ
(3) 2023.11/15 米中首脳会談(岸田×バイデン)
11/16 サンフランシスコで日米首脳会談 戦略的互惠関係の再確認
11/17 APEC 首脳宣言採択
11月末 岸田内閣の支持率急落 年内の衆議院解散総選挙を断念
- 8.(1) 2024.8/14 岸田総理が9/29で総裁の任期満了→不出馬表明
9/29 自民党総裁選 立候補者9名 決戦投票は石破215VS高市194→石破茂が新総裁へ
(2) 10/27 衆議院総選挙(自民の不記載議員12人を非公認) 自公過半数割れ
11/11 第2次石破内閣発足
(3) 国民民主党 7→28議席 「手取りを増やそう」「年収103万円の壁」
自公国？それとも野党共闘？ → 2025年7月 参議院選挙に向けてどうする？
(4) 11/28～ 臨時国会ー予算成立
12月末までに「政治資金規正法」の再改正
一方で、石破下ろしの大合唱！他方で、野党が石破擁護論！
- 9.(1) 2025.7/20 参議院選挙で「過半数死守」の最低目標すら達成できず。自公政権は大敗北
(2) 2025.10/4 5氏による自民党総裁選挙
⇒ 高市早苗が勝利 ⇒ 日本初の女性総理の誕生
(3) 2025.10/10 公明党の連立離脱。⇒ 「自維連立政権」の誕生

第7. 事務所だより他

1. 巻頭言・・・トピックス①
2. 映画評論家『SHOW-HEY』の部屋 『沈黙の艦隊』は必見！・・・トピックス⑩

第8. 昭和100年、戦後80年をどう考える

1. 映画
○シネ・ヌーヴォ 「決定版！日本の戦争映画史」40作一挙上映(7/26～9/12)・・・トピックス⑱
戦後80年 戦争映画で次世代に伝える 戦意高揚、悲劇描いた40本・・・トピックス⑳
○中国抗日戦勝利80周年記念映画3作 『南京映画館』、『731』
○邦画『木の上の軍隊』、『雪風 YUKIKAZE』、『沈黙の艦隊 北極海大海戦』・・・トピックス⑳
2. 昭和100年の特集
NHKスペシャル終戦80年ドラマ『シミュレーション～昭和16年夏の敗戦～』(前編8/16、後編8/17
放送)をどう考える。・・・トピックス㉑

第9. 高市早苗総理の「台湾有事」発言をどう考える・・・トピックス⑱

1. 「台湾有事」は存立危機事態

2025. 11. 7 日本が集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」の具体例について衆議院予算委員会で立憲民主党の岡田克也より説明を求められた

→ 高市総理の答弁「戦艦を使って、武力の行使も伴うものであれば、これはどう考えても存立危機事態になりうるケースだと、私は考えます」

台湾が武力攻撃を受けた場合は日本が集団的自衛権を行使できる「存立危機事態」にあたる可能性が高いと明言した。歴代総理として初めて、「台湾有事が存立危機事態にあたる可能性」と明言

11. 8 中国駐大阪総領事・薛劍氏により X へ投稿

「勝手に突っ込んできたその汚い首は一瞬の躊躇もなく斬ってやるしかない」⇒ 外交問題に発展

(10. 21 高市総理就任、10. 31 習近平と日中首脳会談「戦略的互惠関係を確認」→一気に崩壊)

11. 16 中国外務省が日本への渡航自粛を呼びかけ

11. 17 中国本土で日本映画が相次ぎ公開中止

→ 日中関係悪化 日本の大使が北京を訪問したが収まらず。

・藤原帰一(順天堂大学特任教授) 朝日新聞的見解(朝日新聞 2025. 11/19)

「時事小言」 高市発言と東アジアの均衡 危機を日本がつくるのか

・鹿間孝一 書く書く鹿じか(産経新聞 2025. 11/19)

中国の恫喝に臆するな 「備え」と「覚悟」あれば

2. 自民党結党 70 周年 (2025 年 11 月)

池田勇人→佐藤栄作→田中角栄→中曽根康弘
→竹下登→橋本龍太郎→小泉純一郎→安倍晋三
→菅義偉→岸田文雄→石破茂→高市早苗

結 党	昭和30年	ワルシャワ条約機構創設、高度経済成長期始まる
結党10年	40年	米軍による北ベトナム爆撃本格化、日韓基本条約締結
結党20年	50年	ベトナム戦争終結、昭和天皇が初訪米
結党30年	60年	日本航空123便墜落事故、ドル高是正「プラザ合意」
結党40年	平成7年	阪神大震災、地下鉄サリン事件
結党50年	17年	「郵政選挙」で自民党が圧勝、耐震強度偽装事件発覚
結党60年	27年	安全保障関連法成立、イスラム過激派テロ相次ぐ
結党70年	令和7年	大阪・関西万博、初の女性首相(高市早苗氏)が誕生

(2025 年 11 月)

3. 原子力潜水艦保有の是非が今日的テーマに！

- (1) 韓国の原子力潜水艦保有をトランプ大統領が承認！?—その意義と効果は？
- (2) 日本の非核三原則(持たず 作らず 持ち込まず)の見直し(の是非)は？
- (3) 日本の(ディーゼル)潜水艦うなりゅう(2番艦)の能力は？ そうりゅう型 22隻の実力は？輸出は？
- (4) 日本が原子力潜水艦を保有することの是非は？(『沈黙の艦隊』参照)・・・トピックス⑲

4. 参政党の勢いをどう考える？自維政権をどう考える？

- (1) 26年間続いた自公政権の意義と限界は？
- (2) 自維連立で保守色が強化！ 憲法改正も加速！?
- (3) 参政党の人気 VS 高市保守と維新保守(参政党は失速?いやいや?自維が??)
- (4) 「大阪副都心構想」の是非は? 「大阪都構想」との違いは?
- (5) 参政党はなぜ全国に広がり、維新はなぜ大阪だけ?

— 以上 —